

# 重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護 「グループホーム・サマリヤの家」  
(サテライト型Ⅰ型)

## 1 施設の概要

### (1) 施設の名称等

施 設 名 : グループホーム・サマリヤの家  
開 設 年 月 日 : 平成13年 9月 1日  
所 在 地 : 上浮穴郡久万高原町上野尻甲623-2  
電 話 番 号 : 0892-21-2233  
管 理 者 : 渡部 香保里  
介護保険指定番号 : 3873400208

### (2) 認知症対応型共同生活介護の目的と運営方針

#### (事業の目的)

認知症によって自立した生活が困難になった利用者（要支援2以上の方）に対して、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、家庭的な環境の下で日常生活の介助を通じて、安心と尊厳のある生活を営むため必要な日常生活上の世話や日常生活の中での機能訓練などを行い、利用者が安心かつ快適に暮らせる生活の場となることを目的としています。

#### (運営の方針)

1. 家庭的な雰囲気の中、自由で穏やかな生活の場の提供に努めます
2. 尊厳のある生活の提供に努めます
3. 生き甲斐の発見に努めます
4. 身体の安全と心の安全に努めます
5. 地域や関係諸機関との連携に努め、老人福祉に寄与します

#### (職員の職種、員数、及び職務の内容)

##### ① 管理者 1名（本体事業所兼務）

管理者は、グループホームの従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

##### ② 計画作成担当者 1名（非常勤、介護職兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

##### ③ 介護職員 15名（常勤5名（うち1名、管理者兼務）、非常勤10名（うち1名、計画作成担当者兼務））

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護サービスの提供に当たる。

## (入居定員)

共同生活住居（ユニット） 1ユニット 9名

## (事業の内容)

- ① 共同生活住居及び食事の提供
- ② 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成及び実施
- ③ 食事、入浴、排泄等日常生活上の世話
- ④ 利用者の趣味、嗜好に応じた活動の支援
- ⑤ 利用者の病状の急変及び夜間における緊急時の対応
- ⑥ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行
- ⑦ 利用者が退居時に必要とする指導及び援助
- ⑧ 利用者の家族との連携及び利用者の家族・地域住民との交流の場の確保
- ⑨ その他指定認知症対応型共同生活介護事業として適当と思われるサービスの提供

## (利用料等)

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスに該当する場合はその決められた額（別紙「サービス利用料金表」に定められた額）とする。

## (利用料金の支払い方法)

利用料等は1ヶ月ごとに計算し、毎月15日迄に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日迄にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

## (協力医療機関等)

当グループホームでは、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### 協力医療機関名

名称 : 久万高原町立病院  
所在地 : 久万高原町久万65番地

名称 : どい心療内科  
所在地 : 松山市一番町二丁目5-30 信栄ビル3F

名称 : 医療法人 誠志会 砥部病院 心療内科  
所在地 : 伊予郡砥部町麻生40-1  
名称 : 医療法人 うつのみや内科  
所在地 : 久万高原町久万206番地5

名称 : 医療法人 みかわクリニック  
所在地 : 久万高原町上黒岩 2920 番地

名称 : わたなべ歯科  
所在地 : 久万高原町久万 154

名称 : 畑野川歯科診療所  
所在地 : 久万高原町下畠野川甲 370 番地 2

#### (緊急時の対応方法)

利用者の病状の急変など緊急の場合、利用者の主治医に連絡するとともに、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。場合によっては事業所の協力病院等で緊急治療、緊急入院などの必要な措置を講じます。

#### (事故発生時の対応方法)

- ① 契約に基づくサービスの提供中に事故が生じた場合には、医療機関、ご家族及び市町村に速やかに連絡すると共に、必要な措置を講じます。
- ② 契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害については賠償する責任を負い、速やかに履行いたします。但し、急激な病変やサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為及び利用者に故意、または過失が認められる等、事業者の責に帰すべき事由がない場合は損害賠償責任を負いません。

当ホームでは入居者の自立支援及び身体拘束ゼロを目指してサービスを提供させていただいておりますが、時に「避けることが出来ない偶発的な事故」や「不可抗力による事故」が不幸にして発生した場合、誠意をもって適切な措置を迅速に講じさせていただきます。

#### (苦情相談窓口および苦情処理の体制)

- ① 事業者は提供した認知症対応型共同生活介護に関する契約者からの苦情に対して、管理者を常設の受付窓口とし、受付担当者が処理できる件についてはその都度対応します。そうでないと判断されるものについては、関係者から詳しい内容を聞き、代表者を長とする検討会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応すると共に検討内容を介護サービスに反映させます。

電話番号 0892-21-2233  
070-3794-9907 (管理者)

- ② 利用者は、上記以外に市町村・国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

・久万高原町保健福祉課長寿介護班保険係  
電話番号 0892-21-1111  
・愛媛県国民健康保険団体連合会

**(入居に当たっての留意事項)**

- ① 要支援2以上であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療する必要がないこと
- ⑤ 故意に物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと
- ⑥ 喫煙をしないこと
- ⑦ 事業者の運営方針に賛同できること

**(サービスの終了)**

- ① 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合
- ④ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ⑤ 利用者が長期（1ヶ月以上）の入院が必要になった場合
- ⑥ 利用料金が、請求後90日経過しても支払われない場合

**(非常災害対策)**

スプリンクラー、火災報知機、緊急通報装置、誘導灯、常夜灯、消火器設置、年2回避難訓練実施

**(衛生管理等)**

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための研修(年2回)
- ② 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ③ 当施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

**(虐待防止及び身体拘束禁止)**

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発防止をするための措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ② 虐待防止に関する担当者の設置
- ③ その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

**(秘密の保持)**

事業者および事業者の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又は家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

**(提供するサービスの第三者評価の実施状況)**

当施設で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点から評価を行っています。

① 実施した直近の年月日	令和 5年 9月 8日
② 第三者評価機関名	JMACS
③ 評価結果の開示状況	WAMNET に掲載、事業所の開示情報に掲示

#### (運営推進会議の概要)

当施設が利用者、利用者の家族、地域住民の方々に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスをすることにより、以下4項目などを達成することを目的としており、年2回自ら設置するべきもの

- ① 事業所運営の透明性の確保
- ② サービスの質の確保
- ③ 事業所による「抱え込み」の防止
- ④ 地域との連携の確保